

## 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

労働安全規則(以下安衛則という)により、事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両の種類及び能力、荷の種類及び形状、さらに、当該作業車両の運行経路と作業方法を含めた作業計画を策定し、作業員に周知させる必要があります。(安衛則第151条の3)また、当該作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない(安衛則第151条の4)となっております。

加えて、車両系荷役運搬機械等作業指揮者には職務に必要な知識を付与するための教育を実施することが必要とされております。(平成4年12月11日付け 基発第650号)

本教育講習は、厚生労働省(旧労働省)が定めた安全衛生教育実施要領において、作業指揮者の職務遂行に必要な知識等を付与するために示された下記教育カリキュラムに基づき実施いたします。

### カリキュラム

講習科目	範囲	講習時間
作業指揮者の職務等	(1) 荷役運搬作業に関する知識 (2) 作業指揮者の選任及び職務 (3) 作業指揮者の心構え (4) 作業計画	1.5 時間
車両系荷役運搬機械等による作業	(1) 車両系荷役運搬機械等の種類とその特性 (2) 車両系荷役運搬機械等による作業 (3) 荷役運搬のための器具、用具 (4) 作業者の適正配置 (5) 服装及び保護具の確認 (6) 力学に関する知識	3.5 時間
災害事例等	(1) 異常時の措置 (2) 災害事例	1 時間
関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1 時間

### 【追加講習について】

本教育は積卸し作業指揮者教育を修了した方に対して、共通する部分を省略して必要部分を追加で実施することにより車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育を実施したものとみなす教育です。

**受講資格**：平成26年8月以降に神奈川県支部で開催した「積卸し作業指揮者教育」を修了した方。

### カリキュラム

講習科目	講習時間
作業指揮者等の職務等	1.0 時間
車両系荷役運搬機械等による作業	1.5 時間
災害事例等 関係法令	0.5 時間